

社団法人 日本医療社会事業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本医療社会事業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都新宿区住吉町八丁目20番に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は医療社会事業の分野から円滑なる医療の遂行を図るため専門的技術の調査研究と本事業の普及につとめ、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医療社会事業に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 医療社会事業に関する調査研究に関すること。
- (3) 医療社会事業の普及に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、第10条の除名事由に照らして、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の決定を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の

2の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種 別)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事は25名以上30名以内

(2) 監事は2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常任理事とする。

3 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。ただし、若干名は理事会の議決を経て、会員外から選任する。

4 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選とする。

5 監事は他の役員を兼ねることができない。

6 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

8 理事に異動があったときは2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位に従って、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会の業務を執行する。

4 常任理事は常任理事会を構成し、理事会から委任された事項を議決する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)財産及び会計の状況を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の召集を請求し、若しくは第4章の定めに関わらず、総会又は理事会を召集すること。

(任 期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬及び費用弁償)

第16条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

第4章 会議

(種別)

第17条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2 総会は定期総会及び臨時総会とする。

3 理事会は定期理事会と臨時理事会とする。

4 常任理事会は定期常任理事会と臨時常任理事会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する基本事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する基本事項。

3 常任理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項。

(2) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項。

(3) 本会の常務処理に関する事項。

(開催)

第20条 定期総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集を請求したとき。

(2) 正会員の5分の1以上から総会の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

3 定期理事会は毎年1回以上開催する。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。
- 5 常任理事会は毎年1回以上開催する。
- 6 臨時常任理事会は次の一号に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事の3分の1以上から常任理事会の目的である事項を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(召 集)

- 第21条 会議は、会長が召集する。
- 2 会長は、前条第2項の規定により請求があったときは、その日から50日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 会長は前条第4項第2号及び第3号または前条第6項第2条の請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会または臨時常任理事会を召集しなければならない。
- 4 会議を召集するときは、会議を構成する正会員または理事若しくは常任理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項とも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第22条 総会の議長は、総会において、出席正会員の中から選出する。
- 2 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 常任理事会の議長は、常任理事会の出席者の中から会長が指名することができる。

(定足数)

- 第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

- 第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決及び委任)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

(準用規定)

第27条 理事会及び常任理事会については、第23条から第26条までの規定を準用する。

第5章 事務局

(事務局設置等)

第28条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付書類及び帳簿)

第29条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 協会、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 財産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他、必要な書類及び帳簿

第6章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第30条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、学識経験者の中から理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の重要事項について会長の諮問に応じる。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第31条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第32条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、財産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生大臣に届けなければならない。これを変更する場合もこれと同様とする。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第37条 本会が資金の借入れを行うときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ厚生労働大臣に届けなければならない。これを変更する場合もこれと同様とする。

(義務の負担 権利の放棄)

第38条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において正会員総数の5分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散・残余財産の処分)

第41条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び第2項第2号の規定に

よるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

- 2 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 補 則

(補 則)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 . この法人の設立当初の理事は、この定款の規定にかかわらず設立総会において選任し、その任期は1年以内とする。
- 2 . この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。ただし、本会設立後における総会の議決による変更を妨げない。
- 3 . この法人の設立初年度の会計年度は、第31条の規定にかかわらず設立の日から翌年3月31日までとする。
- 4 . この定款は、第40条の規定による厚生労働大臣の許可の日から施行する。
- 5 . この定款は、1982年 8月20日一部を改正し施行する。
- 6 . この定款は、1983年 1月20日一部を改正し施行する。
- 7 . この定款は、1988年 2月 7日一部を改正し施行する。
- 8 . この定款は、1990年 5月11日一部を改正し施行する。
- 9 . この定款は、1992年12月14日一部を改正し施行する。
- 10 . この定款は、1998年12月11日一部を改正し施行する。
- 11 . この定款は、2000年 5月19日一部を改正し施行する。
- 12 . この定款は、2001年 5月25日一部を改正し施行する。
- 13 . この定款は、2005年 5月28日一部を改正し施行する。